

学校いじめ防止基本方針

令和7年8月改定
三好市立芝生小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない行為である」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どももいじめを受ける側・行う側になりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的ないじめの認知に心がける。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の構成
管理職や教務主任、生徒指導主任、人権教育主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭により構成する。状況に応じ個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめの疑いに関わる情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育・指導場面
 - ① 教職員は普段から、いじめまたはいじめにつながる行為を把握した場合の対処の仕方について理解を深めておくとともに、自らの言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
 - ② 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との強い認識を、学校教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
 - ③ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ④ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で

授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

- ⑤ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑥ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑦ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑧ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑨ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑩ いじめ防止子ども委員会（人権・ボランティア委員会）を中心に、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を促進する。
- ⑪ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑫ 特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を適切に行う。
- ⑬ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめを受けている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月、9月、11月、2月）に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特にけが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。連続欠席が3日を超えた場合は不登校の原因や背景の把握に努め、全職員で共通理解をする。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。

- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめを受けた児童、いじめを行った児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめを受けた児童、保護者への支援**
 - ① いじめを受けた児童を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- (3) いじめを行った児童への指導と保護者への助言**
 - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ② いじめを受けた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に正確に情報を伝え、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導**
 - ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との意識を徹底させる。
 - ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携**
 - ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめを受けた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
 - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報**
 - ① 生命又は身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
 - ② いじめ事案が恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - ③ いじめ事案が警察に相談または通報すべき犯罪行為に該当するか否か判断に迷うときは、三好市教育委員会策定の「三好市いじめ防止基本方針」（令和7年4月1日改定）に示された〈警察に相談または通報すべきいじめの事例〉を参考に教育委員会と相談して判断する。
 - ④ 警察への相談・通報にあたっては、事前に教育委員会と相談し、保護者に対しても周知をしておく。
 - ⑤ ネット上のいじめが行われた場合、被害の拡大を避けるため、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求等について直ちに必要な措置をとる。また、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、学期に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修（研究授業を含む）を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるときは、直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。
- ② 三好市いじめ問題調査委員会への協力をを行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1 年	2 年	3 年
4 月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修 特別支援学級説明	あいさつ運動 学校探検 授業参観・P T A総会 家庭訪問 1 年生を迎える会	あいさつ運動 授業参観・P T A総会 家庭訪問 1 年生を迎える会	あいさつ運動 授業参観・P T A総会 家庭訪問 1 年生を迎える会
5 月	問題行動の共通理解 保護者向けチェックリスト配布 交通安全教室	読書活動開始 読み聞かせ開始 交通安全教室 ゴミ 0 運動 縦割り班活動開始 バス遠足	読書活動開始 読み聞かせ開始 交通安全教室 ゴミ 0 運動 縦割り班活動開始 バス遠足	読書活動開始 ゴミ 0 運動 交通安全教室 縦割り班活動開始 児童会活動開始 バス遠足
6 月	アンケート調査・分析	授業参観 講演会 水泳学習	授業参観 講演会 水泳学習 町探検	授業参観 講演会 水泳学習
7 月	校内研修 1 学期取組点検評価・改善	地区なかよし会 水泳学習 認定こども園小連携 校外補導 個人懇談	地区なかよし会 水泳学習 校外補導 個人懇談	地区なかよし会 水泳学習 校外補導 個人懇談
8 月	取組の成果等の情報発信と保護者啓発	校外補導 地域子ども会活動 清掃奉仕活動	校外補導 地域子ども会活動 清掃奉仕活動	校外補導 地域子ども会活動 清掃奉仕活動
9 月	保護者向けチェックリスト配付・回収 アンケート調査・分析			
10 月	研究授業・研究協議	生活科(リース作り) 運動会 なかよし人権集会	生活科(収穫祭) 運動会 なかよし人権集会	演劇鑑賞 運動会 なかよし人権集会
11 月	校内研修 アンケート調査・分析	ふれあいドッジボール大会 参観授業(人権教育) 学年懇談会	ふれあいドッジボール大会 おもちゃづくり(生活科) 参観授業(人権教育) 学年懇談会	ふれあいドッジボール大会 参観授業(人権教育) 学年懇談会
12 月	2 学期取組点検評価・改善	地区なかよし会 認定こども園小連携(フェスティバル) マラソン大会	地区なかよし会 認定こども園小連携(フェスティバル) マラソン大会	地区なかよし会 マラソン大会
1 月	保護者向けチェックリスト配付・回収			
2 月	校内研修 アンケート調査・分析	学習発表会 認定こども園小連携(体験入学)	学習発表会	学習発表会
3 月	1 年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	卒業式 6 年生を送る会 地区なかよし会	卒業式 6 年生を送る会 地区なかよし会	卒業式 6 年生を送る会 地区なかよし会

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	4 年	5 年	6 年
4 月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修 特別支援学級説明	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問
5 月	問題行動の共通理解 保護者向けチェックリスト配付・回収 交通安全教室	読書活動開始 ゴミ0運動 1年生を迎える会 交通安全教室 縦割り班活動開始 バス遠足	読書活動開始 ゴミ0運動 1年生を迎える会 交通安全教室 縦割り班活動開始 バス遠足 携帯安全教室	読書活動開始 ゴミ0運動 1年生を迎える会 交通安全教室 縦割り班活動開始 携帯安全教室 修学旅行
6 月	アンケート調査・分析	授業参観 講演会 水泳学習 長生園訪問	授業参観 講演会 水泳学習 宿泊活動	授業参観 講演会 水泳学習 中学校との連携
7 月	校内研修 1学期取組点検評価・改善	地区なかよし会 水泳学習 校外補導 個人懇談	地区なかよし会 水泳学習 校外補導 個人懇談	地区なかよし会 水泳学習 校外補導 個人懇談
8 月	取組の成果等の情報発信と保護者啓発	校外補導 地域子ども会活動 清掃奉仕活動	校外補導 地域子ども会活動 清掃奉仕活動	校外補導 地域子ども会活動 清掃奉仕活動
9 月	アンケート調査・分析 保護者向けチェックリスト配付・回収			
10 月	研究授業・研究協議	運動会 なかよし人権集会 総合学習(三村用水) パークゴルフ体験	運動会 なかよし人権集会	運動会 なかよし人権集会
11 月	校内研修 アンケート調査・分析	ふれあいドッジボール大会 参観授業(人権教育) 学年懇談会	ふれあいドッジボール大会 参観授業(人権教育) 学年懇談会	ふれあいドッジボール大会 国際交流 参観授業(人権教育) 学年懇談会
12 月	2学期取組点検評価・改善	地区なかよし会 マラソン大会	地区なかよし会 マラソン大会	地区なかよし会 マラソン大会 中学校との連携
1 月	保護者向けチェックリスト配付・回収			
2 月	校内研修 アンケート調査・分析	学習発表会	学習発表会	学習発表会 中学校との連携
3 月	1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	卒業式 6年生を送る会 地区なかよし会	卒業式 6年生を送る会 地区なかよし会	卒業式 6年生を送る会 地区なかよし会